

農用地利用集積準備金の益金算入及び特定農用地利用規程に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
--------------	------------	-----	-----

I 農用地利用集積準備金の益金算入に関する明細書

当期益金算入額の計算	5年を経過した場合の益金算入額 (15)の計)	1	円	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている農用地利用集積準備金		7	円
	同上以外の場合による益金算入額 (16)の計+ (17)の計)	2			差 引 (7) - (6)		8	
	計 (1) + (2)	3			当期積立額	当期積立額	9	
翌期繰越額の計算	期首農用地利用集積準備金の金額	4				貸借対照表の取崩不足額 (3) - ((9) - ((7) - 前期の(7)))	10	
	当期益金算入額 (3)	5				計 (9) + (10)	11	
	期末農用地利用集積準備金の金額 (4) - (5)	6				前期末における差額 (前期の(8))	12	
					前期以前分			

益 金 算 入 額 の 計 算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額			翌期繰越額 (14) - (15) - (16) - (17)
			5年を経過した場合	任意取崩し等の場合	(15)及び(16)以外の場合	
	13	14	15	16	17	18
・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
計						

II 特定農用地利用規程に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	取得した農用地等の種類	19				
	取得年月日	20	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
	取得した農用地等の取得価額	21	円	円	円	円
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		22				
圧縮限度額の計算	5年を経過した農用地利用集積準備金の金額の益金算入額 (15)の計)	23				
	任意取崩し等の農用地利用集積準備金の金額の益金算入額 (16)の計)	24				
	圧縮限度額 (23) + (24) 又は (23) + (24) - 1円)	25				
	(28の①、②又は③) 又は ((28の①、②又は③) - 1円)	26				
圧縮限度超過額 (22) - (25) 又は (22) - (26)		27	円			
圧縮限度額残額 (25) - (22) 又は (26) - (22)		28	①	②	③	

別表十二（二十）の記載の仕方

1 農用地利用集積準備金の益金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告法人で平成19年改正法附則第96条《農業生産法人の課税の特例に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成19年改正前の措置法（以下「平成19年旧効力単体措置法」といいます。）第61条の2第1項《農用地利用集積準備金》に規定する特定農業法人に該当するものが同条第2項から第5項までの規定の適用を受ける場合又は連結法人で平成19年改正法附則第119条《連結法人である農業生産法人の課税の特例に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成19年改正前の措置法（以下「平成19年旧効力連結措置法」といいます。）第68条の64第1項《農用地利用集積準備金》に規定する特定農業法人に該当するものが同条第2項から第5項までの規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

- (2) 「期首農用地利用集積準備金の金額4」には、当期首現在における税務計算上の農用地利用集積準備金の金額を記載します。
- (3) 「益金算入額の計算」の各欄は、次により記載します。

イ この欄は、農用地利用集積準備金の積立額の損金算入の適用を受けた法人が、積立後5年を経過したこと、任意に取り崩したこと等による益金算入額を計算する場合のほか、翌期以後の益金算入額の計算のため各事業年度（連結事業年度を含みます。以下同じ。）の積立額等を明らかにする必要がありますから、当期において益金算入額がない場合にも記載してください。

ロ 「積立事業年度」には、当期首現在の農用地利用集積準備金の金額のうち、その積立てが最も古い事業年度から順次記載します。

ハ 「当初の積立額のうち損金算入額13」には、積立事業年度において積み立てた準備金額で損金の額に算入された金額を記載します。

ニ 「期首現在の準備金額14」には、前期分のこの明細書の「翌期繰越額18」の金額を事業年度ごとに記載します。

ホ 「当期益金算入額」の「任意取崩し等の場合16」には、平成19年旧効力単体措置法第61条の2第3項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった同項に規定する農用地利用集積準備金の金額に相当する金額又は平成19年旧効力連結措置法第68条の64第3項の

規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった同項に規定する農用地利用集積準備金の金額に相当する金額を記載します。

この場合において、平成19年旧効力単体措置法第61条の2第3項第5号又は平成19年旧効力連結措置法第68条の64第3項第5号の規定に該当するときには、その取り崩した金額を積立事業年度の最も古い事業年度の期首現在の準備金からまず取り崩したものとして順次記載します。

2 特定農用地利用規程に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、平成19年旧効力単体措置法第61条の2第1項《農用地利用集積準備金》の農用地利用集積準備金（連結事業年度において積み立てた平成19年旧効力連結措置法第68条の64第1項の農用地利用集積準備金を含みます。）を有する法人が平成19年旧効力単体措置法第61条の3《農用地等を取得した場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は平成19年旧効力連結措置法第68条の64第1項の農用地利用集積準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた平成19年旧効力単体措置法第61条の2第1項の農用地利用集積準備金を含みます。）を有する連結法人が平成19年旧効力連結措置法第68条の65《農用地等を取得した場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

- (2) 「取得した農用地等の種類19」には、取得した農用地等の種類を農用地にあつては農用地と、特定農業用機械等にあつては耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、設備の種類を記載します。

- (3) 「圧縮限度額」の「(23)+(24)又は(23)+(24)-1円」25」には、圧縮記帳の適用資産について、帳簿価額の減額をすることにより帳簿価額が1円未満となる場合は、「(23)+(24)-1円」の金額を記載します。なお、その減額をしても帳簿価額が残る場合やその減額に代えて積立金として積み立てる場合には、「(23)+(24)」の金額をそのまま記載します。

- (4) 「圧縮限度額」の「(28の①、②又は③)又は(28の①、②又は③)-1円」26」には、圧縮記帳の適用資産について、帳簿価額の減額をすることにより帳簿価額が1円未満となる場合は、「28の①」、「28の②」又は「28の③」の金額から1円を控除した金額を記載します。なお、その減額をしても帳簿価額が残る場合やその減額に代えて積立金として積み立てる場合には、「28の①」、「28の②」又は「28の③」の金額をそのまま記載します。